

回覧

令和3年12月1日

自治会会員の皆様

東生駒南自治会
会館委員

会館予約・使用の回数制限について

平素より自治会・会館活動にご協力いただきありがとうございます。

最近、会館の予約がほぼ埋まっており、不定期で予約を入れたい方が借りたい時に借りることができないということがおこっております。また、予約をしているのに使用していないサークルがあると度々聞いております。

そこで、次年度（令和4年5月）より会館の予約・使用回数を週2回まで、月最大8回までということに役員会・評議員会で決定いたしました。

※ 1回（一コマ、一枠） 午前（9時～13時）
午後（13時～17時）
夜（17時～）

つきましては、下記補足も必ずご参照の上、次年度からの会館予約・使用をお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

補足 ◎四部会、サークル、教室、その他すべてにあてはめる。

ただし、四部会は部会の各サークルをまとめて回数制限するのではなく、各サークルごとに回数制限をする。

◎月8回以内でも週3回以上、予約は取れない。

◎午前と午後を予約している場合、2回となりこの週はこの日以外予約ができない。

◎まる一日（終日）は、午前・午後・夜の3回となり、予約はできない。

◎役員会で、特別に許可された場合を除く。

◎役員会までに回数制限を越えて予約・使用を希望する場合（緊急時）、会長と会館委員で許可するかどうかを決定し、後に役員会に報告する。